【市外】幼稚園在園児保護者向け

# 幼児教育・保育の無償化に伴う利用料の「償還払い」請求のてびき

無償化の対象となる認定(施設等利用給付認定)の手続きを行った方が無償化対象サービス()を利用した場合、保護者の皆様が施設に支払った利用料のうち無償化対象費用について、「償還払い」の請求をすることで戸田市から無償化の給付を受けることができます。

このてびきでは、戸田市在住の方の請求手続きについてご案内しておりますので、よくお読みの上、対象の手続きを行ってください。

無償化対象サービスとは、「幼稚園等の預かり保育事業」のほか、「認可外保育施設」「一時預かり事業」「病児保育事業」「ファミリーサポートセンター事業」「ベビーシッター事業」(以下「認可外保育施設等」という。)のことを指します。

## 1 「償還払い」の対象者と対象額

償還払いの給付を受けるには、ご利用前に施設等利用給付認定の申請をしていただく必要があります。それぞれの給付に必要な認定は以下のとおりです。

認定開始日は申請日以降となり、遡っての認定はできません。

歳児	満3~5歳児クラス	3 ~ 5 歳児クラス	満3歳児クラス			
要件 なし (右記以外の方)		1 <u>保育が必要な理由に該当</u>	1 <i>保育が必要な理由に該当</i> かつ市民税非課税世帯			
必要な認定 施設等利用給付の 1 号認定		施設等利用給付の 2 号認定	施設等利用給付の 3 号認定			
預かり保育	対象外	月あたり利用日数× 450 円を上限(ただし月額上限 11,300 円)として支給	月あたり利用日数× 450 円を上限(ただし月額上限 16,300 円)として支給			
認可外保育 施設等の併用 ( 2併用可能 な幼稚園のみ)	対象外	11,300 円から預かり保育 利用料を引いた額が上限	16,300 円から預かり保育 利用料を引いた額が上限			
保育料	月額 25,700 円を上限として支給 すでに無償化対象分を差し引いた額を施設に支払っている場合や、 施設から保育料を徴収されていない場合は対象外です。					
入園料	施設から保育料を徴収されていない場合は対象外です。  月額 25,700 円に満たない保育料の場合  入園料をその年度に在籍した月数で除して月額に換算した額を、 保育料と無償化上限月額の差額に充てることができます。 年度末に一括でのご請求となります。対象の方へは年度末に別途ご案内いたします。 新制度幼稚園は対象外です。					

<sup>1 「</sup>保育が必要」と認められる基準は、「月 64 時間以上の労働等」を指します。詳しくは「施設等利用給付認定申請のてびき」をご確認ください。

<sup>2</sup> 認可外保育施設等を併用できるかは、在園している幼稚園の預かり保育の実施状況によります。詳しくは在籍している幼稚園にお問い合わせください。

## 2 「償還払い」ご請求の流れ

#### サービスの提供を受けた時に利用料を支払う

施設に対して利用料を支払ってください。

#### 領収証・提供証明書を受け取る

施設に「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証・支援提供証明書」の発行を依頼し、受け取ってください。

#### 償還払いの請求をする

請求に必要な提出書類をそろえ、市役所へご提出ください。

(提出先、提出期日等については2ページ4・3ページ5をご確認ください。)

#### 戸田市から口座振込で給付を受ける

市が書類審査を行い、支給額を確定した後、保護者の指定口座に振り込みます。また、支給金額を郵送にて通知いたします。

請求書類に不備があった場合は別途ご連絡をし、再提出をお願いいたします。再提出の場合、 支払い日が遅れる可能性がありますのでご了承ください。

## 3 提出書類について

償還払いの請求をするときは、以下の書類のご提出をお願いします。 なお、請求期間中に一度も利用がない場合は提出不要です。

1	施設等利用費請求書(償還払い用) パターン2 戸田市外幼稚園用	四半期ごとに作成して〈ださい。 (記載例 4~7ページ)
2	「特定子ども・子育て支援の提供に係る 領収証・提供証明書」	ご利用の施設に発行を依頼して〈ださい。 ファミリーサポートセンターをご利用した場合は、「特定子ども・子 育て支援の提供に係る領収証・提供証明書」ではな〈、「援助 活動の報告書(依頼会員用)」のコピーをご提出〈ださい。
3	口座振込依頼書	初回及び口座変更時のみ提出してください。 (記載例 口座振込依頼書裏面)
4	振込先の通帳等のコピー	初回及び口座変更時のみ提出して〈ださい。 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のわかるページをコピーして〈ださい。 通帳のない口座の場合には、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認できるキャッシュカードやWebページのコピーでも構いません。

幼稚園の預かり保育と認可外保育施設を利用する等、複数のサービスを利用した場合もまとめてご提出ください。

## 4 提出先について

## < 戸田市外幼稚園に在園している場合 >

戸田市役所へ直接または郵送にてご提出ください。

【送付先】〒335-8588

戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所 保育幼稚園課 施設等利用給付担当

# 5 提出期日、支払予定日について

	利用月	提出締切日	支払予定日
第1回目	4~6月分	7月20日	8月末
第2回目	7~9月分	10月20日	1 1 月末
第3回目	10~12月分	1月20日	2月末
第4回目	1~3月分	4月20日	5 月末

市役所へ郵送する場合は、締切日(20日)の消印有効です。

### 請求書の受付期間について

市役所に直接提出または郵送する場合の受付期間は、提出締切月の属する月の1日から20日までといたします。

なお、原則として、受付期間外の提出はお受けできません。

(例)4月~6月分の請求書の受付期間は、7月1日~7月20日となります。

## 書類提出時の注意事項

- ・提出締切日が土日祝日の場合は、その前営業日を締切日とします。
- ・提出期日に間に合わない場合は、翌四半期の受付期間に提出してください。
- ・請求の時効は対象月の翌月1日から2年間です。

#### 【お問合せ先】

戸田市役所 保育幼稚園課 管理・給付担当 TEL:048-441-1800(内線 276)

# **修正液や修正テープは使用できません。**書き損じた場合は、二重線と朱肉を使う印にて訂正してください。

No.	記載項目	注意事項
	認定保護者氏名	「施設等利用給付認定決定通知書」の「保護者」欄に記載の保護者の氏名を記載して〈ださい。
	認定子ども氏名	「特定子ども・子育て支援提供証明書」の「園児名」と一致させて〈ださい。
	法第 30 条の 4 の認定 種別	「施設等利用給付認定決定通知書」の「認定区分」欄の記載にあわせ「第 1号」、「第 2 号」または「第 3 号」にチェックをして〈ださい。
	請求開始月の月初から請 求終了月の月末までの住 所	<ul> <li>(ア) 請求期間中に、戸田市に転入した場合は、「転入した」にチェックをしてくだい。</li> <li>(イ) 請求期間中に、戸田市から転出した場合は、「転出した」にチェックをしてください。あわせて、「転出日」を記入してくだい。</li> <li>(ウ) それ以外の場合は、「現住所どおり」にチェックをしてください。</li> </ul>
	振込先口座	(ア) 初めてのご請求の方は、「請求書と同時に提出する口座振込依頼書の口座」にチェックをし、「新規登録」に○をして〈ださい。 (イ) 2回目以降の請求で登録済みの口座の変更をされる方は、「請求書と同時に提出する口座振込依頼書の口座」にチェックをし、「変更」に○をして〈ださい。 (ウ) 2回目以降の請求で登録済みの口座への振込を希望される方は、「口座振込依頼書提出済み」にチェックをして〈ださい。
	在籍する戸田市外幼稚園 について、途中入園または 途中退園に該当した場合	(ア)(イ)の方は、口座振込依頼書と通帳等のコピーを添付してください。 <b>請求期間中に、途中入園または途中退園した場合</b> は、「入園日」または「退園日」を記入してくだい。
	在籍園の預かり保育事業 以外に認可外保育施設 等の利用費の償還払いを 受けることができる場合	「幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業」以外に、請求の対象となる認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)、ベビーシッター事業の提供を受けた今回請求する施設の情報を全て記入して〈ださい。
	市記入欄	添付していただいた「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証・提供証明書」をもとに、戸田市にて内訳を記入いたしますので、空欄のままとして〈ださい。

#### パターン2

#### 戸田市外幼稚園用

消せるボールペン・鉛筆での記入不可 修正テープ・修正液の使用不可

なります。

請求期間は四半期ごとと

第1回目→4月~6月分 第2回目→7月~9月分

第4回目→1月~3月分

(宛先) 戸田市長

戸田市外の幼稚園利用者は こちらの「パターン2」を使用 してください。

施設等利用費請求書(償還払い用)

【令和〇年4月~令和〇年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設 下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、戸田市内に居住していることを戸田市が住民
- 2. 実際に利用していることを戸田市が対象施設に確認すること。

施設等利用給付認定通知書に記載されている 保護者名を記入してください。

すること。

上記期間にまたがる請求の 場合は、四半期ごとに分けて 請求書を作成してください。

第3回目→10月~12月分

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

フリス		トダ	タロウ	现中		生年月日	昭和57	年	1	月	1	Ħ
氏	名	戸田	太郎	子どもとの続柄	父		市上戸田( 等利用給(		() —	- ( ) <b>孟</b> 年11:	聿に	·包載。

されてい る7~8桁の認定番号を記入してください。

2. 認定子ども(認 ごとに申請して下さい) 法第30条の4の 12345678 別 □ 第1号 ☑ 第2号 □ 第3号 認定番号 生年月日 ハナコ 平成 年 月 1 B フリガナ 14 令和○年4月1日~令和○年6月30日の間の住所 花子 戸田 ☑ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出 上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入 年 月 H

請求期間と同じ期間が入ります。 3. 振込先口座

(下記のいずれかにチェック) ください。 口座振込依頼書提出済み

請求書と同時に提出する口座振込依頼書の口座 (新規登録・変更・今回のみ) ←該当するものに(

4. 在籍している戸田市外幼稚園・戸田市外認定こども園について記入



<裏面も記入して下さい>

利用料金は、添付され 5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用 場合は記入 ている提供証明書・領 ①~③に書ききれない数の施設・事業を利用した場合は、利用 !入した 収書をもとに、戸田市 別紙を作成し、添付してください。 ⇒※市記入欄 にて記入します。 フリガナ ○○○ホイクシツ 利用年月 利用料金 所在地 T 500 0022 令和〇年 4月 円 1 戸田市上戸田〇一〇一〇 施設· ○○○ 保育室 令和○年 5月 円 事業名 000-000-0000 令和〇年 6月 円 利用年月 フリガナ 利用料金 所在地 令和 月 円 幼稚園に在園していて、認可外保育施設等の利 年 円 月 用料が無償化の対象となるのは、在園している幼 請求対象の施設名と 月 円 直話: 年 稚園の預かり保育の提供時間等が基準以下の場 利用した年月を記入 用年月 利用料金 合のみです。 してください。 年 月 円 施設· 令和 年 月 円 事業名 円 電話: 令和 年 月 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預か  $\times 1$ 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の 合計) 開所日数200日未満の場合のみです。 【添付書類】 「施設に支払った金額」及び「認可外保育施 添付していただいた領収証・提供証明書等をもとに、 ファミリーサポート事業を利用した場 戸田市にて償還払いの対象金額を記入します。施設 に支払った金額がすべて無償化の対象になるわけで はなく、上限額の範囲内となります。 【※市記入欄】 戸田市外幼稚園 施設等利用費(保育料)の償還払い請求の内訳 保育料については、す 市外幼稚園に支 請求額 月額上限額 利用年月 (a) と (b) を比較して 小さい方 払った保育料 でに無償化対象分を (a) 差し引いた額を施設 円 年 月 円 円 に支払っている場合 月 円 円 年 円 や、施設から保育料を 年 月 円 円 円 徴収されていない場 合は対象外です。 (第2号認定のみ) 預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還払い請求の内訳 在籍園の預かり保育事業 認可外保育施設等 請求額 に支払った (「e+f」か月額 上限額の低い方を 利用年月 施設に支払った利 cとdの金額の 保育料(f) 利用 対象額(d) 用料(c) 低い方を記入 (対象となる場合記 日数 (450円×利用日数) 記入) (e) 入) 年 月 円 円 円 円 円 H 年 月 円 H 円 H Щ 円 年 月 円 日 円 円 円 円 月和上明和 第2号密定: 11,300円 円 円 預かり保育等 請求額合計 保育料

施設から「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(兼)特定子ども・子育て支援提供証明書」を受け取ったら、以下の内容をチェックし、誤りがあれば、訂正を依頼してください。以下の領収証・提供証明書は戸田市の様式です。市外の施設の場合は様式が異なることがあります。

修正液・修正テープの			
使用不可	も・子育て支援	の提供に係る	領収証
	寺定子ども・子育	育て支援提供記	
	【預かり保育事業の		和〇年5月7日
納入者: 戸田 △△ (園児名: 戸田 △△	)	IIII (Afn A	「〇〇年〇〇月分」が正しく記載されていますか。
	領かり保育事業の利 斗の領収金額 の金額)	9用料(节和○4	6,000円
当該月分の 預かり	無償化対象金額	it D	6,000 円
【施設利用料以外の領収金	こちらを確認し ださい。		
給食費、実費徵収		2	0円
【参考】無償化の対象金額 無償化対象金額	<b>4</b> ,500円		
ト記の(a) と (b) を比較し	て、低い金額を無償で	化の対象金額とす	3.
利用した保育サービスの内容が 正しく記載されていますか。	: 6,000円 : 450円×	提供日数は、	る。 その月の利用した日数が されていますか。
利用した保育サービスの内容が	: 6,000円 : 450円× 提供内容>	提供日数は、正しく記載さ	その月の利用した日数が
利用した保育サービスの内容が 正しく記載されていますか。 <特定子ども・子育て支援の	: 6,000円 : 450円 × 提供内容 >	提供日数は、正しく記載さ	その月の利用した日数がられていますか。
利用した保育サービスの内容が 正しく記載されていますか。 <特定子ども・子育て支援の内容	: 6,000円 : 450円 × 提供内容 >	提供日数は、 正しく記載さ 提供 数 3 3 [10日]	その月の利用した日数が されていますか。 提供時間帯(標準的な時間)
利用した保育サービスの内容が 正しく記載されていますか。 <特定子ども・子育て支援の内容 特定子ども・子育て支援の内容 預かり保育事業 該当する場合記入	: 6,000円 : 450円 × 提供した日 [ 1日~30日 (内訳) 戸田市 川口市	提供日数は、正しく記載さ 提供日数] 5日 [10日]	その月の利用した日数が れていますか。 提供時間帯(標準的な時間) 14:00~18:00 月途中に転入出があった 場合は記載が必要です。
利用した保育サービスの内容が 正しく記載されていますか。 <特定子ども・子育て支援の内容 特定子ども・子育て支援の内容 預かり保育事業 (該当する場合記入 (月途中転入出者)	: 6,000円 : 450円 × 提供した日 [ 1日~30日 (内訳) 戸田市 川口市	提供日数は、正しく記載さ 提供日数] 5日 [10日]	その月の利用した日数が れていますか。 提供時間帯(標準的な時間) 14:00~18:00 月途中に転入出があった 場合は記載が必要です。
利用した保育サービスの内容が 正しく記載されていますか。 <特定子ども・子育て支援の内容 特定子ども・子育て支援の内容 預かり保育事業 (該当する場合記入 (月途中転入出者)	: 6,000円 : 450円 × 提供内容> 提供した日[ 1日~30日 (内訳) 戸田市 川口市	提供日数は、正しく記載さ 提供月数1 程供月数3 3 [10日] 5日 5日 5日	その月の利用した日数が れていますか。 提供時間帯(標準的な時間) 14:00~18:00 月途中に転入出があった 場合は記載が必要です。
利用した保育サービスの内容が 正しく記載されていますか。 <特定子ども・子育て支援の内容 特定子ども・子育て支援の内容 預かり保育事業 (該当する場合記入 (月途中転入出者)	: 6,000円 : 450円× 提供した日 [ 1日~30] (内訳) 戸田市 川口市	提供日数は、正しく記載さ 提供日数 [10日] 5日 5日 5日 6日	その月の利用した日数が れていますか。 提供時間帯(標準的な時間) 14:00~18:00 月途中に転入出があった 場合は記載が必要です。

## 7 よくあるご質問

- O1)支給額について、具体的にはいくらが無償化対象となるのですか。
- A1)2号認定子どもが幼稚園の預かり保育・認可外保育施設等を利用した場合を例にご説明します。

#### 【例1:幼稚園の預かり保育のみを利用】

幼稚園の預かり保育を1か月に12回利用し、利用料として6,000円を施設に支払った。 この場合、(a)日額上限額450円×利用日数12日=5,400円

(b) 実際に支払った利用料 = 6,000円

月額上限額11,300円の範囲内で、(a)(b)のうち低い金額が無償化対象額となるので、 無償化対象額は5,400円となります。

## 【例2:幼稚園の預かり保育を利用せず、認可外保育施設等のみを利用】

認可外保育施設等の、給食費等を除いた1か月の施設利用料が13,000円だった。 月額上限額は11,300円なので、無償化対象額は11,300円となります。

#### 【例3:幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等を併用】

幼稚園の預かり保育を1か月に12回利用し、利用料として6,000円を施設に支払った。また、認可外保育施設等も利用し、給食費等を除いた1か月の施設利用料が10,000円だった。例1のとおり、幼稚園の預かり保育の無償化対象額は5,400円となります。また、月額上限額11,300円から5,400円を引いた5,900円が認可外保育施設等の無償化対象額となります。

- Q2)複数の無償化対象施設・事業を利用しているのですが請求書は複数枚必要ですか。
- A 2 ) 1 枚の請求書に、利用した施設・事業の領収証・提供証明書を添付してください。月額上限額を超えた分の領収証・提供証明書の提出は不要です。( 預かり保育利用分の領収証・提供証明書はすべてご提出ください。)
- Q3)提出締切日までに申請書類を提出できなかった場合はどうしたらいいですか。
- A 3 )次回支払い時に合算して施設等利用費をお支払いしますので、次回の請求書受付期間にまとめてご提出ください。その際、請求書は3か月ごとに1枚作成してください。
- Q4)領収証・提供証明書は原本の提出が必要ですか。
- A 4 ) 原本をご提出ください。なお、領収証・提供証明書は返却しませんので、必要であればコピーをお取りください。
- Q5)領収証・提供証明書を紛失してしまいました。
- A5)再発行が可能か施設に相談してください。
- Q6)卒園や退園した場合、どのように書類を提出すればいいですか。
- A 6 ) 卒園や退園後に幼稚園に請求書等を提出するのが難しい場合は、市役所へ直接ご提出ください。
- Q7)市外へ転出した場合は、どうすればいいですか。
- A7)幼稚園へ転出したことをご報告ください。

転出後は、転出先の自治体が無償化費用(施設等利用費)の給付をすることになりますので、転出先の自治体での手続きを忘れないようにお願いいたします。